

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	個人住民税賦課徴収に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、個人住民税の賦課徴収における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊島区長

公表日

令和7年3月31日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課徴収に関する事務
②事務の概要	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、個人住民税の賦課徴収又は調査に関する以下の事務を取り扱う。</p> <p>①個人住民税の賦課徴収のため、納税者からの申告及び届出、給与支払者・公的年金支払者等からの報告等により、必要な情報を入手し、課税情報を管理する。</p> <p>②個人住民税の賦課徴収の決定(納税告知)のため、納税者の課税情報を確認する。</p> <p>③徴収した税額等を把握するため、収納情報を管理する。</p> <p>④滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。</p> <p>⑤納税者の宛名情報の特定及び突合等を行うため、宛名情報を管理する。</p> <p>⑥番号法の規定に基づいて情報提供ネットワークシステムを使用して照会される特定個人情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<p>I. 個人住民税システム</p> <p>II. eLTAXシステム(審査システム)</p> <p>III. eLTAXシステム(国税連携システム)</p> <p>IV. 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)</p> <p>V. 中間サーバ</p> <p>VI. 滞納整理システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>(1) 個人住民税ファイル</p> <p>(2) 滞納整理システムファイル</p> <p>(3) 扶養等照会ファイル</p> <p>(4) 住民登録地照会ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第九条及び別表二十四の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表事務省令」という。)第十六条</p> <p>・公的給付等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;">＜選択肢＞</div> <div style="text-align: center;">[実施する]</div> <div style="text-align: right;"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第十九条第八号及び第九号並びに別表二十四の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「利用情報提供省令」という。)第二条の表四十八の項及び第五十条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第十九条第八号及び第九号 ・利用情報提供省令第二条の表一の項、二の項、三の項、四の項、五の項、七の項、十一の項、十三の項、十五の項、二十の項、二十八の項、三十七の項、三十九の項、四十二の項、四十八の項、四十九の項、五十三の項、五十七の項、五十八の項、五十九の項、六十三の項、六十五の項、六十六の項、六十九の項、七十三の項、七十五の項、七十六の項、八十一の項、八十三の項、八十四の項、八十六の項、八十七の項、八十八の項、八十九の項、九十の項、九十一の項、九十二の項、九十六の項、九十八の項、百六の項、百八の項、百十五の項、百二十四の項、百二十五の項、百二十九の項、百三十の項、百三十二の項、百三十七の項、百三十八の項、百四十の項、百四十一の項、百四十二の項、百四十四の項、百四十七の項、百五十一の項、百五十二の項、百五十五の項、百五十六の項、百五十八の項、百六十の項、百六十一の項、百六十三の項、百六十四の項、百六十五の項、百六十六の項、百六十七の項、百六十八の項、百六十九の項、百七十の項、百七十一の項、百七十二の項及び百七十三の項 ・利用情報提供省令第三条、第四条、第五条、第六条、第七条、第九条、第十三条、第十五条、第十七条、第二十二條、第三十条、第三十九条、第四十一条、第四十四条、第五十条、第五十一条、第五十五条、第五十九条、第六十条、第六十一条、第六十五条、第六十七条、第六十八条、第七十一条、第七十五条、第七十七条、第七十八条、第八十三条、第八十五条、第八十六条、第八十八条、第八十九条、第九十条、第九十一条、第九十二条、第九十三条、第九十四条、第九十八条、第一百条、第一百八条、第一百条、第一百七条、第二百六条、第二百七条、第三百一条、第三百二条、第三百四條、第三百九条、第四百条、第四百二条、第四百三条、第四百四條、第四百六條、第四百九條、第五百三条、第五百四條、第五百七條、第五百八條、第六十条、第六二條、第六六三條、第六六五條、第六六六條、第六六七條、第六六八條、第六六九條、第七十条、第七十一条、第七十二条、第七十三条、第七十四条及び第七十五条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	区民部 税務課 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行う。 ②業務主管課からの申請に基づき、情報セキュリティ管理者が確認し、部署及び業務ごとにアクセス権限を発行し、必要以上の情報照会ができないようにしている。 ③ユーザーIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は削除する。 ④特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を限定するため事前に委託作業者の名簿を提出させている ⑤特定個人情報ファイルにアクセスする場合は、作業内容及び作業内容を記載した申請書を提出させ、承諾を受けた場合のみアクセスを許可している。またアクセスログによる記録を残している。 ⑥個人住民税システムにおいては、ユーザーID及びパスワードの認証により権限のない者の接続を制限しており、不適切な方法での情報提供・移転を防止している。 ⑦システムの利用は、原則として業務時間内と定め、業務時間外の利用を抑制することにより、不適切な方法での情報提供・移転の防止に努めている。 ⑧アクセス権限所有者は、一定時間使用しない状況が続いた場合、自動的にタイムアウトし、再度ユーザーIDとパスワードによる認証が必要となる。 ⑨自席端末において、職員が離席する際は、IDカードを取りはずすことにより、自動的に画面がロックされる。 ⑩必要最低限の人数、情報の範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定する。 ⑪漏えい、滅失・き損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。 ⑫事務取扱者等への研修を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

<p>最も優先度が高いと考えられる対策</p>	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
<p>当該対策は十分か【再掲】</p>	<p>[]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<p>判断の根拠</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内		番号法第十九条第八号 追加 番号法別表第二の第八十五の二の項 追加	事前	番号法改正による
平成28年5月18日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 高田 秀和	税務課長 高橋 邦夫	事後	組織の所属長の変更
平成28年5月18日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	政策経営部 広報課 行政情報グループ	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ	事後	組織名称の変更
平成28年5月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年5月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年11月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内		【情報照会の根拠】と【情報提供の根拠】を分記 番号法別表第二の第三十八の項 追加 別表第二省令第八条、第二十二條の二、第二十四條、第二十六條の三、第三十九條、第四十三條の三、第四十三條の四、第四十四條の二、第四十九條の二、第五十三條、第五十九條の二、第五十九條の三 追加	事前	法令改正による条項追加
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名		(3) 扶養等照会ファイル 追加 (4) 住民登録地照会ファイル 追加	事前	
平成30年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内		【情報提供の根拠】内 別表第二省令第二十二條の二 削除 別表第二省令第二十二條の三、第二十二條の四、第二十四條の二、第二十四條の三、第三十一條の二、第三十一條の三、第四十五條 追加	事後	法令改正による条項追加・削除
平成30年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年2月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年2月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 税務課長 高橋 邦夫	②所属長の役職名 税務課長	事後	評価書の様式変更による
令和1年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	II. eLTAXシステム(国税連携システム) III～V	II. eLTAXシステム(審査システム) III. eLTAXシステム(国税連携システム) IV～VI	事後	システムの機能追加等に併い分記
令和1年6月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内		【情報提供の根拠】内 番号法別表第二の第二十の項、第五十三の項追加 別表第二省令第十四条、第十六条、第二十七条、第三十二条、第三十三条、第五十九条の二の二 追加	事後	法令改正による条項追加・削除
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年2月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年2月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策		追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年1月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和2年1月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和1年10月1日 時点	事後	
令和2年1月7日	IIしきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	
令和2年11月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内		【情報提供の根拠】内 別表第二省令第五十条 削除	事後	主務省令改正による変更
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年10月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	
令和3年9月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内		<p>【情報照会の根拠】内 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和3年内閣府・総務省告示第2号)を追加</p> <p>【情報提供の根拠】内 番号法別表第二の第三十の項、第二百二十一の項を追加 別表第二省令第五十九条の二を第五十九条の二の二に、第五十九条の二の二を第五十九条の二の三に変更、第五十九条の四を追加</p>	事後	法令改正による告示追加、条項追加・変更
令和3年9月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内	<p>【情報照会の根拠】内 ・番号法第十九条第七号及び第八号並びに別表第二の二十七の項</p> <p>【情報提供の根拠】内 ・番号法第十九条第七号及び第八号並びに別表第二の一の項～</p>	<p>【情報照会の根拠】 ・番号法第十九条第八号及び第九号並びに別表第二の二十七の項</p> <p>【情報提供の根拠】 ・番号法第十九条第八号及び第九号並びに別表第二の一の項～</p>	事後	法令改正による号番号変更
令和4年8月17日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内	<p>【情報照会の根拠】内 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和3年内閣府・総務省告示第2号) を削除</p>	<p>【情報提供の根拠】内 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和3年内閣府・総務省告示第2号) を追加</p>	事後	記載誤り

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月17日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内		【情報提供の根拠】内 ・別表第二省令第三十一条の二を第三十一条の二の二に変更、第三十九条の二を追加、第四十四条の二を第四十四条の五に変更	事後	法令改正による条項追加・変更
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年8月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年7月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 内		【情報照会の根拠】内 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(令和3年内閣府・総務省告示第2号)を追加	事後	告示追加
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年7月20日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年8月30日	I 基本情報、 II 特定個人情報ファイルの概要、 (別紙1)、 (別紙3)、 III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(1) 個人住民税ファイル		・番号法「別表第一」及び「別表第二」を別表に変更、それに伴う所要の変更 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」に変更、それに伴う所要の変更 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」に変更、それに伴う所要の変更 ・番号法施行令改正及び番号法施行規則改正に伴う所要の変更	事後	重要な変更当たらない(法令改正による法令名等の変更、条項・項番の追加・変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月30日	(別表3)		組織改正に伴い、「保健福祉部」及び「池袋保健所」を「福祉部」及び「健康部」に変更		その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(組織改正による変更)
令和6年8月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年8月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システム名称	I. 個人住民税システム II. eLTAXシステム(審査システム) III. eLTAXシステム(国税連携システム) IV. システム共通基盤(団体内統合宛名システム) V. 中間サーバ VI. 滞納整理システム	I. 個人住民税システム II. eLTAXシステム(審査システム) III. eLTAXシステム(国税連携システム) IV. 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) V. 中間サーバ VI. 滞納整理システム	事前	
令和7年3月31日	I 関連情報 3.個人番号利用法令上の根拠	・番号法第九条及び別表二十四の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表事務省令」という。)第十六条	・番号法第九条及び別表二十四の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号。以下「別表事務省令」という。)第十六条 ・公的給付等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律	事前	
令和7年3月31日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠		<p>①宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行う。</p> <p>②業務主管課からの申請に基づき、情報セキュリティ管理者が確認し、部署及び業務ごとにアクセス権限を発行し、必要以上の情報照会ができないようにしている。</p> <p>③ユーザーIDやアクセス権限を定期的を確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更又は削除する。</p> <p>④特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を限定するため事前に委託作業者の名簿を提出させている。</p> <p>⑤特定個人情報ファイルにアクセスする場合は、作業内容及び作業内容を記載した申請書を提出させ、承諾を受けた場合のみアクセスを許可している。またアクセスログによる記録を残している。</p> <p>⑥個人住民税システムにおいては、ユーザーID及びパスワードの認証により権限のない者の接続を制限しており、不適切な方法での情報提供・移転を防止している。</p> <p>⑦システムの利用は、原則として業務時間内と定め、業務時間外の利用を抑制することにより、不適切な方法での情報提供・移転の防止に努めている。</p> <p>⑧アクセス権限所有者は、一定時間使用しない状況が続いた場合、自動的にタイムアウトし、再度ユーザーIDとパスワードによる認証が必要となる。</p> <p>⑨自席端末において、職員が離席する際は、IDカードを取りはずすことにより、自動的に画面がロックされる。</p> <p>⑩必要最低限の人数、情報の範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定する。</p> <p>⑪漏えい、滅失・き損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。</p> <p>⑫事務取扱車等への研修を行っている。</p>	事前	